

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク福岡（以下「この法人」という。）の定款第34条第4項に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事たる副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別で定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年10月19日から施行する。(令和4年10月19日理事会議決)

項目	課業	主な担当
全体責任者		篠田
運営計画の作成	方針作成	岩崎
	3か年事業計画の作成	岩崎・篠田
	単年度事業計画の作成	岩崎・篠田
広報	広報計画の作成	堂園
	ホームページの運営・管理	岩崎
	パンフレットの作成	岩崎
	チラシの作成	岩崎
	メディア対応	岩崎
	SNS投稿	全員
	各広報ツールの作成	岩崎
	各種イベント対応	岩崎
	経理	小口管理
	資金管理	草津
	決算対応	草津
総務	備品管理・調整	草津
	事務所維持	岩崎桂子
	各種手続き実施	岩崎桂子
	法務	岩崎
	書類(リスト)管理	岩崎
	名簿管理	岩崎桂子
配送	入荷計画の作成・運用	丸山
	出荷計画(配送表)の作成・運用	丸山
	中・長期の配送計画の作成	丸山
	商品の引き取り・配送	丸山・岩崎
食品調達	企業開拓	岩崎
	提供企業窓口	岩崎
共同プロジェクト対応	進捗管理	岩崎
	各団体との調整	佐藤
資金調達	支援企業開拓	佐藤・篠田・岩崎
	会員募集	全員
	助成金対応・作成	岩崎・堂園
	安定的な運営の仕組み作り	岩崎
	資金獲得の計画づくり	岩崎
商品管理	管理基準の作成	丸山
	品質管理	丸山
	在庫管理	丸山
	倉庫管理・運営	丸山
会議運営	運営委員会	岩崎
	理事会	岩崎
	支援する会	岩崎
	総会	岩崎
事業インフラ整備	宗像事務所の稼働	岩崎